

## 令和2年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年6月10日、14時00分に朝倉老人福祉センター会議室において、第6回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に係る委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。

※代表推進委員の出席も控えていただいた。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員14名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦 (欠席)	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一 (欠席)	9番 武井 正道 (欠席)
10番 手嶋 博行	11番 手嶋 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜 (欠席)	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

#### 【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (欠席)	21番 浦塚 洋明 (欠席)	22番 坂田 稔 (欠席)
23番 金子 耕三 (欠席)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久  
係長 中村 敬一郎

事務吏員 松 尾 康 年  
事務吏員 水 落 ひかる  
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚  
( 開 会 14:00 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日の出席委員数は農業委員14名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に10番手島委員、11番手島委員を指名いたします。よろしくお願ひします。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

8ページまで41件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から41番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から41番について、これを受理いたします。9ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

3番田中委員。

3番 (田中委員) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、排水状況が悪く、ぬかるむため65cm盛土して排水状況の改善を行うものです。作付予定は花です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

次に、10ページをお開きください。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 報告番号1番について、説明いたします。

転用者の住所・氏名、申請土地については、議案書記載のとおりです。当該地は、宅地に隣接する農地であり、転用の目的及び理由は農業用倉庫の建設、面積が小さいため届出だけで

済む案件です

議長 担当委員の説明は終わりました。  
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
    (「なし」と呼ぶ者あり)  
    なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。  
11ページをお開きください。次に、議案第1号「農地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(大山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願います。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
    (「なし」と呼ぶ者あり)  
    なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
14ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番穴見委員、22番坂田委員を指名いたします。  
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。  
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。  
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の9番武井委員、30番山下委員を指名いたします。  
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の2番樋口委員、23番金子委員を指名いたします。  
審議番号1番から5番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

16ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。17ページまで4件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は

議長 高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。  
担当委員の説明は終わりました。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
    (「なし」と呼ぶ者あり)。  
    なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。  
14時45分まで休憩します  
14時25分休憩  
14時45分再開。

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。  
18ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。20ページまで9件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。  
15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在、借家住まいのため、父の土地を借りて住宅の建設をするものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。生活排水等の処理についても地元と合意が成立しています。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
    (「なし」と呼ぶ者あり)  
    なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。  
15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は隣接地に事業所があるが、来客・従業員用駐車場が不足しているため整備するもの。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。排水等の処理についても地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
    (「なし」と呼ぶ者あり)。  
    なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番から6番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は平成29年7月の豪雨災害で自宅が被災したため、息子夫婦と共に自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水等は水路へ放流することで、区長及び水利組合と合意済みです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在借家住まいのため自己用住宅の建設をするもの。なお、無断転用に当たるため始末書を添付してあります。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水等は水路へ放流することで区会長、水利組合と合意済みです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は敷地拡張による保育園運動場の整備、理由は既存敷地内での保育園の建替・定員増に伴い、新たに運動場を確保する必要性が生じたため。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区会長、水利組合と合意済みです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸店舗の建設、理由は貸店舗経営による賃料収入を得るため。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。生活排水は合併浄化槽で処理を行い処理水及び雨水等は水路へ放流することで区会長、水利組合と合意済みです。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番

(手島委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は敷地拡張による露天資材置場の整備、理由は、隣接地に支店があるが、資材置場が不足しているため整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。敷地内に水路が存在するため、その水路をどうするのか気になります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

水路の件に関して、事務局に説明を求めます。

事務局

(松尾) 県と一緒に現地を確認しましたが、大きなコンクリート製の暗渠が設置してあり、暗渠上に物件が置いてあります。そのまま水路として使用することです。

17番挙手

議長

17番樋口委員

17番

(樋口委員) その水路の上を通行のために使用するというのでしょうか。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(松尾) この水路は地図上には存在せず、所有者が自分で設置されたものであり、この水路も含めて売買されることとなりますが、この水路をどう使うかは所有者の権限ということになります。

17番挙手

議長

17番樋口委員

17番

この水路の使用といいますか、用水や排水に影響はないのでしょうか。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(松尾) 申請地は大きな農地を分筆したものであり、当該地の西側に水路が設置されてあるため、用水及び排水について何ら問題はございません。

17番挙手

議長

17番樋口委員

17番

この水路に他に受益者はいないということでしょうか。

事務局挙手

議長

事務局

事務局 (松尾) そのとおりです。  
議 長 審議番号7番について、他に質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。  
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。  
11番 (手島委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議  
案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的はプレハブ事務所の設置、理由は近隣に取  
引先の社会福祉法人があり、事業の拡大が見込まれ、運送業としても県道に接して交通の便  
も良いため、事業所を整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接  
続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。  
議 長 ところで排水等の合意は成立していますか。  
事務局挙手  
議 長 事務局  
事務局 (松尾) 簡易型の仮設トイレを設置することになっています。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
17番挙手  
17番樋口委員  
17番 (樋口委員) 申請地は第1種農地で集落接続ということですが、住宅の建設の場合は  
1,000㎡が上限となっているが、事業所の場合1,700㎡の転用が認められる理由につ  
いてお尋ねする。  
事務局挙手  
議 長 事務局  
事務局 (松尾) 転用する場合1種農地にかかわらず、必要最低限の面積でお願いをしているし、  
県からの指導もそのようにされています。この件については、大型車14台、介護タクシー  
6台、スタッフ用の駐車場として9台と事務所のスペースとしてこれだけの面積が必要とい  
うことで申請されてありますが、必要最低限の面積として計画が満たされてあるので特に問  
題はないと考えております。  
17番挙手  
議 長 17番樋口委員  
17番 (樋口委員) そういうことであれば、3,000㎡でも4,000㎡であっても必要最低限で  
あれば問題はないということか。  
事務局挙手  
議 長 事務局  
事務局 (松尾) 例えば、3,000㎡の面積を必要とする車両台数があれば、それだけの面積が必要  
ということになります。今回の申請をされた方は、車両をどこに保有しているのか、車検  
証等の提出を求めたりして確認はとるようにしています。車両の保有もなしに3,000㎡の  
転用等はできないようになっています。  
500㎡とか1,000㎡の転用は自己用住宅や農家住宅といった個人用住宅等には制限が  
あるが、事業の計画ということになると必要とされる面積であれば認められるということに  
なりますが、上限があるわけではなく、必要か必要ではないかということが判断基準となり  
ます。  
議 長 他に、質問や意見はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番

(手島委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は一時転用による露天資材置場の整備、理由は近接地に太陽光発電設備を設置中だが、資材置場が不足しているため、工事の期間中、資材置場として借用するもの。農地法の運用は、農用地区域内にある農地、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

21ページをお開きください。次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

(岩切) 審議番号1番から9番については、推進機構からの買入れです。審議番号10番から15番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から15番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から15番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から15番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。

24ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

(松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

議長

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

17番樋口委員

17番

(樋口委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況ですが、災害のため現地へ行くことはできませんでしたが、杉が植えてあります。また、災害復旧事業により治山ダムが設置されることになっており、今回非農地判断の申請が出されたものです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:17)